

児童手当を受給するには申請が必要です！

児童手当制度は、義務教育修了までの児童を養育している方を対象に児童手当等を支給し、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。

■支給対象

中学校卒業までの児童を養育している方
※15歳の誕生日後の最初の3月31日まで

■支給額

児童の年齢	児童手当の額 (1人当たりの月額)
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上～ 小学校修了前	10,000円 (第3子以降15,000円)
中学生	一律 10,000円

■支給時期

原則として、6月・10月・2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

■認定請求について

出生・転入等により新たに受給資格が生じた場合、認定請求書の提出が必要です(公務員の方は勤務先へ提出)。

児童手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。

〔認定要求に必要な添付書類等〕

- (1) 健康保険被保険者証の写し
※請求者が被用者である場合
- (2) 請求者名義の金融機関口座の通帳またはキャッシュカードの写し
- (3) その他、必要に応じて提出する書類あり

続けて手当を受給する場合は、現況届の提出が必要です！

現在児童手当を受給している方は、毎年6月に現況届の提出が必要です。この届は、毎年6月1日における状況を記載し、引き続き児童手当等を受給する要件があるかどうかを確認するためのものです。この届の提出がないと、6月分以降の手当が受給できなくなります。

〔現況届に必要な添付書類等〕

- (1) 健康保険被保険者証の写し
※受給者が被用者である場合
- (2) その他、必要に応じて提出する書類あり

※現在児童手当を受給されている方には、個別に現況届の提出についての通知を送付します。現況届に必要な事項を記入し、押印のうえ、必要書類を添えて提出してください。

■提出期限 6月30日(金)

提出先・問合せ 福祉子ども課 ☎029-353-7265(直通)



城里町地域おこし協力隊の連載、6月号は井口健司が担当します！



▲鳥家住宅(上古内)敷地内において、「初音」定植作業の様子

問合せ 農業政策課
☎029-288-3111(内線254)

4月は、6月までの3か月間研修でお世話になる農家さんへ挨拶に伺い、2週目から実際に農家さんのもとで農業研修が始まりました。研修では、ネギ農家さんでネギの管理作業、トマト農家さんでトマトの誘引や収穫、出荷作業について研修を行いました。また、水稻の育苗管理についての研修を行うことができました。研修を通して、農家さんが段取り良く効率的に作業を進めていると感じ、自身も各農家さんの段取りを学び、効率的に作業ができるように励みたいと思いました。

また、研修以外では古内茶生産組合の組合員の方々と協力をして、水戸黄門が愛し、命名したとされる茶木「初音」の苗を定植しました。5月3日に常磐神社(水戸市)において開催された「月の祭」では、古内茶の販売をしました。販売する商品の特性を理解することは重要で、今後は町内の農産品に対する理解を深めていきたいと思いました。

農業については、まだまだ分からないことがたくさんありますが、城里町の農家さんとの関係性を築きながら、3年後の就農に向けて準備をしていきたいと思っています。